

家計調査に基づく SNA ベース家計貯蓄率の推計 (上)

—— 家計貯蓄率低下原因の解明に向けて

櫻本 健*

はじめに

SNA 家計貯蓄率と家計調査黒字率の乖離

- 1 家計貯蓄率の低下と乖離の発生
- 2 貯蓄率と黒字率の定義の違い
- 3 乖離幅を埋める一連の試み
 - 乖離原因の分類と推計方法
 - 1 家計調査ベースの推計による乖離原因の提示
 - 2 乖離原因の分類
 - 3 乖離と SNA ベース貯蓄率の推計との関係

添付資料 (付表 1 家計調査と国民経済計算の間の調整と先行研究との対応関係, 付表 2 SNA と家計調査の間における問題点及び諸項目と乖離原因との関係, 付図 1 家計貯蓄率の低下傾向)

.....以上, 本号

.....以下, 次号

乖離を解消する貯蓄率の推計

- 1 低下原因の解明を可能とする推計方法の構築
- 2 調整を行った項目
- 3 推計方法から見た乖離原因

おわりに

補論 1 個別項目の推計方法

補論 2 推計方法の限界

参考文献

添付資料 (付表 3 調整過程と家計貯蓄率との関係, 付図 2 本稿調整の分類, 付図 3 調整の結果, 付図 4 本稿と応用研究との関係図, 付図 5 世帯数分布, データ)

2004年3月本研究に先立ち、内閣府政策統括官（経済財政 景気判断・政策分析担当）付及び参事官（経済財政 景気判断・政策分析担当）付新家義貴氏より、平成15年版経済財政白書コラム 1-1 における家計貯蓄率の調整方法の説明を受けた。本稿は、2005年1月22日に経済統計学会関東支部例会で報告した内容（テーマ「90年代以降における我が国の家計貯蓄率低下原因の解明」）に基づいている。本稿の作成に当たり、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部、総務省統計局消費統計課など多くの方々から、有益なコメントを頂いた。また、立教大学経済学部菊地進教授、大塚勇一郎教授、岩崎俊夫教授、藤原新助教授、立教大学フロンティア研究会を構成する各委員には修士論文作成時より、様々なご指導をいただいた。お世話になった方々に感謝の意を表したい。なお本稿の内容に関し、すべての責任は著者にある。

* 立教大学大学院経済学研究科博士課程後期課程1年 E-mail zzzzj8@yahoo.co.jp

はじめに

21世紀に入り、我が国では少子高齢化が着実に進行しつつある。今後数十年間は少子高齢化がさらに進行しながら、財政構造改革と年金・社会保障制度改革に立ち向かわざるを得ない時期を迎えるのである。我が国将来の社会経済の在り方は、これらの改革に大きく左右されている。財政構造改革と年金・社会保障制度改革を推し進め、我が国の将来を切り開くためには両改革に共通する1つの問題を克服しなければならない。すなわち、今後の財政構造改革に伴う増税と年金・社会保障制度改革に伴う負担の増加に、家計がどれだけ耐えうるかという問題である。

家計の余裕度を示す指標に国民経済計算 (System of National Account, 以下ではSNAと略表記) 家計貯蓄率がある。増税や社会保障負担の増大に家計がどれだけ耐えうるかという問題はマクロ的には、この家計貯蓄率の動向に大きく左右されている。それは家計貯蓄率がある程度の水準を維持していなければ、全体としてこうした重い負担の増加には耐えられないからである。しかしながら、家計貯蓄率は90年代以降に大きく低下してきている。

こうした家計貯蓄率の低下は、今後の日本経済に2つの悪影響を及ぼす恐れがある。第1に家計貯蓄率の低下は、増税や社会保障負担の増大を家計部門に負荷させにくくする作用を持っている。第2に家計貯蓄率の低下によって、家計部門が公債購入額を引き下げる可能性がある。この2つの影響は、どちらも政府・自治体のデフォルト懸念につながり、今後の我が国経済に深刻な影響を及ぼす恐れがある。こうして少子高齢化の進行に対して我が国が限られた選択肢しか持たないという状況を背景として、家計貯蓄率の低下原因の解明が強く求められている。

家計貯蓄率の低下に関しては複数の原因が考えられる。90年代後半から深刻化した可処分所得の減少は家計貯蓄率に大きな影響を及ぼしたと考えられるが、この影響はあくまで一時的な効果に過ぎない。近年最も重視される原因は高齢化の進行による影響である。つまり、貯蓄率が低いことで知られる定年退職後の高齢者無職世帯の増加にしたがって、家計貯蓄率は低下するのである。しかし、緩やかな人口動態面での変化で、90年代から半減するほどに急激に低下している家計貯蓄率の変動を十分説明できるとは考えられない。高齢化現象は単に高齢者人口・世帯が増えるから問題なのではなく、高齢者人口・世帯の増加に合わせて我が国の経済社会構造を大きく変革しなければならないから問題なのである。したがって、高齢者人口・世帯の増加による経済に対する直接的な影響と高齢者人口・世帯が増えるにつれて避けられない制度改革による経済に対する影響とは分けて議論する必要がある。前者を狭義の高齢化、後者も含めた場合には広義の高齢化と呼ぶ。この両者の影響を分け、そのプロセスを十分把握しなければ高齢化の進行が及ぼす家計貯蓄率への影響を明らかにすることはできない¹⁾。つまり、今必

1) 家計貯蓄率に関する回帰分析は2つの高齢化を分けずに分析するのが一般的である。しかし、家計

要とされているのは両者による高齢化の影響を適切に分け、かつその分類にしたがって、家計貯蓄率への影響プロセスを適切に説明する分析手法である²⁾。

そうした手法を構築するために、本稿では家計調査黒字率を用い、家計調査勤労者世帯黒字率から総世帯黒字率へと対象範囲を拡大し、所得・消費・貯蓄の定義を SNA に合わせる調整を行って、SNA ベースの家計貯蓄率を独自に推計することにした。この方法を利用すると、世帯属性別に所得・消費・非消費支出などが把握することが可能となる。したがってまた、SNA ベースの家計貯蓄を世帯属性別に要因分解することができるため³⁾、高齢化の進行が及ぼす家計貯蓄率への影響を高齢者世帯の増加による影響と年金・社会保障制度改革の影響とに分けて捉えることが可能となるのである。

しかし、本稿の推計方法を確立する上で克服しなければならない課題がある。それは推計に用いる家計調査勤労者世帯黒字率が、1970年代以降 SNA 家計貯蓄率と大きく乖離してきている問題である。この乖離は SNA と家計調査との間の所得・消費・貯蓄などの定義の違いと共に、統計作成上の誤差などを原因として生まれている。このことは、SNA 家計貯蓄率と家計調査勤労者世帯黒字率との定義の違いが、それだけ大きいことを意味している。したがって、SNA 家計貯蓄率と家計調査勤労者世帯黒字率との定義の違いをできるだけなくし、乖離幅をできるだけ小さくする調整を行わなければならない。むしろ、複雑に推計された SNA 家計貯蓄率を近似推計するだけでは、乖離幅を完全に解消することは出来ない。しかし家計調査から SNA 家計貯蓄率の推計を目指して定義の違いを調整すれば、ある程度乖離幅の縮小した家計貯蓄率を導くことが出来る。この点は、岩本・尾崎・前川 (1995)・同 (1996) などによって明らかにされている。こうして得た家計貯蓄率に要因分解法を利用することで、SNA ベースの家計貯蓄率の分析を近似的に行うことが可能となる。

貯蓄率の低下に関して何らかのモデルで分析する前に、高齢化の進行を適切に把握するためには、どんなモデルを作れば良いかという方向性が見出されなければならない。

- 2) 広義の高齢化のうち特に深刻な影響が懸念されるのは、高齢者が増えることにしたがって行われる年金・社会保障制度改革の影響である。回帰モデルで高齢者の人口を説明変数として、家計貯蓄率の変化を説明するモデルを考える場合、この狭義の高齢化と広義の高齢化という2つの影響を区別することが出来ない。したがって、高齢者人口の係数に年金・社会保障制度改革による影響などのバイアスが付加されることで、高齢者が増えるのに応じて過大に家計貯蓄率が低下する問題が生じる可能性がある。制度改革は人為的なものであるから、本来は高齢化自体の影響に含めるべきではない。この2つの高齢化の違いが、家計貯蓄率の分析手法とその手法を用いた結論に大きな影響を与えることだろう。

次に高齢化の影響のプロセスというのは、高齢者の増加、年金社会保障制度改革のうち年金の制度改革、介護保険制度改革、そのほかの年金・社会保障制度改革の影響が家計に波及し、結果的に家計貯蓄率を低下させるプロセスを指している。

- 3) 家計貯蓄率の要因分解と家計貯蓄の要因分解は異なるが、世帯属性の寄与度の相対的な関係を議論する際には同じとなる。家計貯蓄率の要因分解と家計貯蓄の要因分解を式の上で比較すれば、すぐに理解できる。

本稿ではこうしたステップを経て、家計貯蓄率の低下原因の解明を目的に家計調査に基づくSNAベース家計貯蓄率の推計を試みることにする⁴⁾。では、SNAと家計調査との間の乖離原因を扱った岩本・尾崎・前川(1995)・同(1996)の論点について採り上げる。ではSNAにおける推計方法から乖離が発生する原因を検討する。その乖離原因を踏まえた上で、で家計調査に基づく家計貯蓄率推計の方法を構築し、推計結果を分析する。

なお、本格的な内容に入る前に一つ注意すべきことがある。本稿は過去に行われてきた家計貯蓄率論争⁵⁾も含めた家計調査批判に関する諸研究とは方針において一線を画している。そのため本稿の目的は家計貯蓄率の低下原因の解明を視野に入れつつ、乖離幅を埋める推計にあり、研究成果を通じて、家計調査並びに家計調査黒字率などの統計指標としての役割を否定するものではない。

SNA 家計貯蓄率と家計調査黒字率の乖離

1 家計貯蓄率の低下と乖離の発生

少子高齢化の進行は、我が国経済の将来に暗い影を投げかけている。我が国は世界的に見ても非常に高齢化の進んでおり、今後数十年間に及ぶ少子高齢化のさらなる進行は我が国社会経済の各方面に対して、悪影響を及ぼし続けることが確実視されている。この悪影響に焦点を当てる研究が広範囲の分野で行われつつあるが、それらには大きく分けて2つの重要な論点がある。

一つ目は政府・公共事業体の莫大な債務に対応した財政構造改革の行方である。政府は税収の倍近い歳出を見直すだけでは、雪だるま式に増える債務の増加に歯止めをかけることは出来ない⁶⁾。そのために増税を行うことが必要となっているが、グローバル企業の国際競争力を確保する観点から法人増税には期待することができない⁷⁾。したがって法人税、所得税、消費税

4) ただし、議論は非常に多岐にわたるため、実証結果のうち要因分解法を用いた分析結果は別の機会にまとめることにした。この点をご容赦願いたい。

5) 谷沢(1999)に基づく名称である。同論争はSNA家計貯蓄率と家計調査黒字率が乖離する原因を巡って、広範囲に行われた論争のことを指している。

6) 平成17年度一般会計では公債金収入を除く歳入が約47.8兆円(うち税収は約44兆円)に対して歳出は84兆円にも達している。政府の国債と借入金だけでも、平成17年度3月末時点で既に約782兆円に達している。地方自治体の借入金残高と合わせると、約1000兆円に達する。

7) 内閣府(2002)によれば、我が国の法人実効税率は1998年、99年度の2度にわたって引き下げられ、アメリカと同等の40.87%に達している。この水準はアジアの主要国(25~30%程度)やEU諸国平均33%と比べて、依然として国際的には高いとの結論を示している。さらに税額控除などを考慮した「法人所得課税に係る税負担率」は法人実効税率の40.87%をさらに上回って、2000年度で46.4%にも達していることも指摘している。この法人に対する重い税負担は、我が国の企業に国際競争力上不利な影響を与えている。

という主力 3 税のうち、主として法人税を除いた残りの二税の増税で対応することが不可避となっている。

二つ目は年金・社会保障制度改革の展望である。年金・社会保障制度改革というのは基本的に家計を対象とした改革であり、企業の果たす役割は限られている。人口に占める高齢者が著しく増える中で、社会保障サービスの低下は望みにくく、家計部門の負担が増えることは明らかである。

少子高齢化という向かい風の中で、2つの改革による増税と社会保障負担の増大が家計に大きな影響を与えることは必至である。増税と社会保障負担の増加を考える際に重要となるのは、家計の余裕度を示す家計貯蓄率である。長年、家計貯蓄率は我が国にとって特別に注目される指標として知られてきた。その重要性は、次の5つにまとめることができる。

内需拡大への圧力⁸⁾

勤勉性の象徴⁹⁾

資金供給の源泉¹⁰⁾

高齢化のバロメーター

財政構造改革及び社会保障制度改革との整合性

今後の我が国経済の将来にとって、4番目と5番目が特に重要である。我が国は世界的に見

本稿は、こうした状況が所得税、消費税などの他の税と比べて、法人増税を実施しにくくさせていると主張しているのである。

- 8) 家計貯蓄率が高いと、その分内需が小さくなり、日本との貿易不均衡が続いている諸外国から圧力を招く可能性がある。1980年代には貿易摩擦によって、各国から内需拡大を求められ、我が国の家計貯蓄率の高さが国際的に注目的となった。

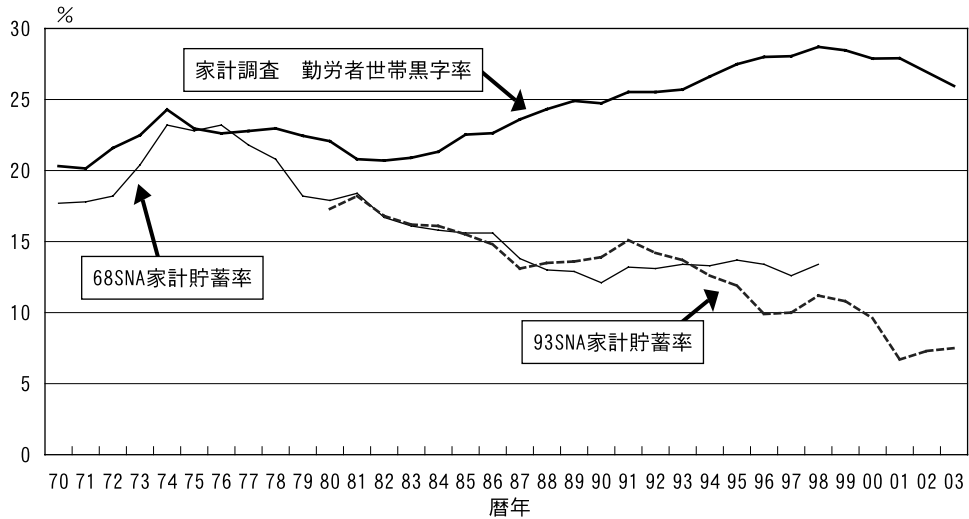
ただし、家計貯蓄率が高いからといって貿易黒字が高水準になる保証はない。このことは米国において財政再建が進んでも、貿易赤字が縮小しなかったことによっても証明されている。米国など他国にとって競争相手国企業の競争力を政治的圧力で奪うことが目的とするならば、いかなる理不尽な論理を用いても利用する価値がある。貿易摩擦における家計貯蓄率の利用もそうした手段の一つである。

- 9) 我が国が敗戦から立ち上がり、経済成長を通じて、欧米に追いつく上で勤勉な国民性は重要な性質であった。家計貯蓄率は国民が勤勉であることの象徴的指標であり、我が国の自負心を長く満足させる指標であった。

- 10) 家計貯蓄率は、高度成長期から長年我が国の旺盛な資金需要を下支えしてきた。主に間接金融システムを通じて、資金供給の源泉として、企業による旺盛な設備投資を間接的に支えることで、経済成長に貢献してきたのである。

この内容に関して、しばしば「貯蓄が投資を決定するとの仮定は、適切ではない」との指摘がされる。しかし筆者が述べたいことは、国内資金供給力には限度があるということである。敗戦から復興するためには、膨大な資本が必要となる。海外資本を受け入れられない状況で、復興するためには高い家計貯蓄率が、信用創造がいくらでも出来る状況が実現しなければならない。信用創造は金融当局による適切な監督を受ける以上、必ず上限がある。したがって、敗戦からの復興には高い家計貯蓄率の実現は、不可欠であったと考えられる。

図1 家計貯蓄率の低下現象



て高齢化が最も進んだ国であり、その高齢化が社会に与える弊害を参考にする上で、国際的な注目を集めている。家計貯蓄率は他の経済指標とは大きく異なり、高齢化のパロメーターとしての重要な役割を果たしていることで知られる。少子高齢化の進行によって生じる家計貯蓄率の低下は、貯蓄率が特に低いことで知られる引退後の高齢者世帯が、世帯全体に占める割合が増加することによって起きると考えられる。

ここまで強調してきたように、21世紀の我が国経済は少子高齢化の進行に耐えながら、財政構造改革と社会保障制度改革を進めなければならない。増税が避けられないにもかかわらず、また社会保障給付の削減と負担の増大が実現するにもかかわらず、人々の生活水準を長期的に維持するうえで家計貯蓄率がある程度維持されることが望ましい。増税と社会保障負担の過度なしわ寄せが家計部門に及ぶ場合には、家計貯蓄率の低下と共に消費需要の低迷による景気の悪化によって、政府・自治体の財政をかえって逼迫させる恐れがある。したがって、家計貯蓄率は21世紀の諸制度改革との微妙なバランスにおいて、最も重要な経済指標なのである。図1によるとその家計貯蓄率は、1990年以降2001年にかけて大きく低下しており、その動向が大きく注目されている。

家計貯蓄率の低下は将来の我が国にとって、特に懸念される状況である。先にあげた5点の重要性からもよく分かるように、家計貯蓄率は、経済の置かれた状況に合わせて重要性の性格が大きく変化する。しかし、これから日本経済のどのような状況を想定しても、家計貯蓄率の低下が我が国経済にとって好ましくないことは確かである。

その理由として第1に家計貯蓄率の大幅な低下は、財政構造改革に伴って所得税と消費税の増税を実施する環境を悪化させ、財政改革の進捗状況を民主主義的なプロセスにしたがって、

遅らせる恐れがある。また同様に、年金・社会保障制度改革も実施する環境が悪化する。こうした事態の方向性は、政府のデフォルト懸念につながり、国内経済が大きく混乱する可能性につながるため、我が国の将来にとって望ましくない。

第2に高齢化による家計貯蓄率の低下は、長期間かけて家計部門における公債購入額を減少させる恐れがある。その結果、長期金利の上昇の下地を作る可能性が指摘できる。日本銀行と我が国の金融機関は、既に莫大な公債を保有しており、国債の引き受けの問題とポートフォリオ・バランスの観点から、長期金利の上昇への対応手段は限られている。長期的に緩やかな長期金利の上昇によって、政府・自治体の財政政策は、より急激かつ、大幅な増税と過度な歳出削減を迫られる恐れがある¹¹⁾。

家計貯蓄率の低下が、こうした悪夢の序章につながらないようにするためには、その低下原因が適切に解明されることが強く求められている。家計貯蓄率の低下原因を把握して高齢化が進む将来を見越した対応を練ることは、我が国の将来を左右するほど重要な判断である。

ここまで家計貯蓄率の低下の意義を説明してきたが、なぜ家計貯蓄率は近年急激に低下したのだろうか。現在までの研究では、近年の家計貯蓄率の低下は、可処分所得の減少による影響よりも、急激に進む高齢化によるものと考えられている。例えば、ホリオカ (2004a) は高齢化を家計貯蓄率低下の最重要原因として取り上げている。また高齢化以外でも物価デフレ、資産価格の下落、将来に対する不安、自営業者の業績の低迷などの影響の可能性についても指摘している¹²⁾。また、古賀 (2004) も人口動態要因は高齢化を背景として、趨勢的な下落傾向をもたらしていることを指摘している。

家計貯蓄率に関する数多くの研究があるにもかかわらず、現在までに高齢化による家計貯蓄率への影響とそのプロセスは十分に把握されていない。確かに家計貯蓄率の将来推計において、以前から高齢化が貯蓄率に与える影響が考察されてきた。90年代前半から回帰分析や一般均衡分析による研究が多数行われており、高齢化の進行によって家計貯蓄率が低下するとの指摘は多く行われてきたのである¹³⁾。だが、引退後の高齢者世帯の増加は過去のレベルに比べて多い

11) 少子高齢化による社会保障負担の増加に伴う増税は、この事態をさらに悪化させることになるだろう。長期間にわたる増税に次ぐ増税は、日本経済を疲弊させ、生活水準の悪化に伴う貯蓄率の低下や内需の縮小、失業率の上昇を連鎖的に招く可能性がある。失業率の上昇と生活水準の悪化は、さらなる晩婚化、少子化、離婚率の上昇、犯罪率の上昇などを通じて、社会的な弱者に多くがしわ寄せされる。そうした悪影響は、連鎖的に社会を不安定化させつつ、正常な経済活動を阻害し、さらに内需に悪影響を与える可能性があることを指摘できる。

ただ、長期金利は家計部門の動向だけで決まっているわけではない。金融当局の政策、規制緩和策と海外投資家の日本市場への評価なども含めた状況次第で、長期金利の動向も大きく変わるから、上記のことは1つの可能性を指摘しているに過ぎない。

12) ただし、ホリオカ (2004a) は主として高齢化の影響を中心に扱っており、高齢化以外の要因はモデルの中に入れて議論していない。

13) 家計貯蓄率の将来推計に関して、村本 (1998) が詳細にサーベイしている。

ものの、経済指標の変動と比べると短期的には非常に緩やかである¹⁴⁾。そのため、高齢化から近年の急激な家計貯蓄率の低下を説明するには無理がある¹⁵⁾。つまり、近年の家計貯蓄率の低下は高齢者世帯が増える要因に加えて、幾つかの要因が複雑に絡み合って実現していると考えられるのである。

こうした高齢化の家計貯蓄率への影響を適切に把握する現行の手法には限界がある。最も単純な手法として要因分解法が知られているが、SNAの複雑な推計方法に阻まれて、高齢化の影響を見通すことは難しいのが実情である¹⁶⁾。現在までに 回帰モデル¹⁷⁾ や 重複世代型一般均衡モデル・ライフサイクルモデル¹⁸⁾ などによる推計が、家計貯蓄率の主な分析方法として知られているが、これらは高齢化の家計貯蓄率に対する影響を適切に議論できない。例えば や では既存の統計の作成方法やその問題点、統計が高齢化を適切に捉えているかといった点を見通した上で、家計貯蓄率の低下を議論することが出来ない。また、一言で高齢化の影響と言っても、

- 1 年金支給開始年齢の引き上げなどの社会保障費の抑制策
- 2 介護保険の導入などに伴う社会保障負担の増加
- 3 退職後の高齢者世帯の増加
- 4 高齢者就業率の上昇

などの様々なプロセスからの影響が考えられる。既存の手法では、これらの影響とモデルにかかる非常に複雑なバイアスを区別して、個別に議論することは難しい¹⁹⁾。

14) 高齢者就業率の上昇は、高齢化による家計貯蓄率の低下に対する影響を緩和させている。さらに年金制度の存在もこうした影響を緩和している。

15) 近年の家計貯蓄率の低下を人口構成の変化で説明しようとする経済学者の主張は多く出てきている。しかし、本当にそうであろうか。家計貯蓄率を半減させるほど人口構成が変化するためには、おそらく若者の大半が死滅するか、高齢者数が突然倍以上に増加するほど、激しい変化を伴わなければならない。家計調査などの世帯数分布から判断して、このような変化を前提にしなければ、家計貯蓄率の低下を説明できないとは思えない。非常に緩やかに変化する人口構成と急激に変化しやすい経済指標とを、同じように考えるべきではない。

90年代後半から進んだ家計貯蓄率の急激な低下は、緩やかに進行する人口構成の変化も含めて、可処分所得の急激な減少や制度改革による影響など多くの要因が合わさって実現していると考えられるべきではないだろう。

16) 例えば、飯塚 (2003)、同 (2004) が SNA 貯蓄をそのまま要因分解しているが、これでは近年重要さを増している高齢化の進行で貯蓄率が低下しているのか、他の要因で低下しているのか全く分からない。

17) 回帰分析による家計貯蓄率の分析は、非常に数多く行われている。最近の研究ではないが、ホリオカ・井原・越智田・南部 (1992) がよく知られている。

18) 代表的な例として麻生・田村 (1993) を挙げることができる。

19) 例えば、1 や 2 は高齢化による直接的な影響ではない。これらを人口動態要因を考慮に入れた回帰式で捉える場合には、モデル全体に大きなバイアスがかかるはずである。こうした細かい制度変更も想定したモデル作りを行うことは、非常に難しい。それは事前に制度変更を通じて、家計貯蓄率にど

そのため、本稿は家計貯蓄率の低下原因を説明することを目的として、特にその中でも重要な高齢化の影響を狭義の高齢化と広義の高齢化とに分けて見通せる推計方法を、独自に構築することにした。家計貯蓄率論争の経緯を利用して、家計調査から SNA ベースの家計貯蓄率を推計するのである。家計調査は次節で見るように、家計に関して非常に詳細な分析が可能となっている。実収入の動向や社会保障費の変動、増税・減税、産業構造の変化、高齢化の進行などは、世帯数分布を含めた家計簿における実数を通じて把握できる利点がある。家計調査から SNA ベースの家計貯蓄率を推計すれば、実際に行われた政策や社会構造の変化が家計貯蓄率に与える影響は、要因分解法の応用によって明確になる²⁰⁾。

ただ、この推計を実現するに当たって非常に大きな課題がある。SNA 家計貯蓄率と家計調査勤労者世帯黒字率は、1970年代中ごろまではほぼ同水準であったが、次第に乖離するようになり、2003年にはその差が18%以上に達しているのである²¹⁾。この乖離幅は、所得など家計貯蓄率を構成する定義の違いによって出現しているため、適切に家計貯蓄率を構成する諸項目の調整を行なって、定義の違いを乗り越えなければならないのである。過去に家計貯蓄率論争では、家計貯蓄率と黒字率の乖離原因をめぐって多くの議論が行われてきたが、その議論は本稿が目指す推計方法における議論と共通している。したがって、家計貯蓄率論争で行われた論点

の程度の影響があるかという実情を、モデルを作る者が的確に見抜いていなければならないからである。

20) 厳密には貯蓄率をそのまま要因分解して、その低下原因を適切に把握することはできない。そのため貯蓄の伸びを要因分解して、その寄与度の相対的な関係を議論する。

$$\begin{aligned} \frac{S_t - S_{t-1}}{S_{t-1}} = & \frac{\alpha Y_t^1 - \alpha' Y_{t-1}^1 - (\alpha NE_t^1 - \alpha' NE_{t-1}^1) - (\alpha FC_t^1 - \alpha' FC_{t-1}^1) - (\alpha SNA_t^1 - \alpha' SNA_{t-1}^1)}{S_{t-1}} \\ & + \frac{\beta Y_t^2 - \beta' Y_{t-1}^2 - (\beta NE_t^2 - \beta' NE_{t-1}^2) - (\beta FC_t^2 - \beta' FC_{t-1}^2) - (\beta SNA_t^2 - \beta' SNA_{t-1}^2)}{S_{t-1}} \\ & + \frac{\gamma Y_t^3 - \gamma' Y_{t-1}^3 - (\gamma NE_t^3 - \gamma' NE_{t-1}^3) - (\gamma FC_t^3 - \gamma' FC_{t-1}^3) - (\gamma SNA_t^3 - \gamma' SNA_{t-1}^3)}{S_{t-1}} \\ & + \frac{\delta Y_t^4 - \delta' Y_{t-1}^4 - (\delta NE_t^4 - \delta' NE_{t-1}^4) - (\delta FC_t^4 - \delta' FC_{t-1}^4) - (\delta SNA_t^4 - \delta' SNA_{t-1}^4)}{S_{t-1}} \dots \end{aligned}$$

ここで S は貯蓄、Y は実収入、NE は非消費支出、FC は消費支出、SNA は SNA 勘定、 α を勤労者世帯の世帯数分布、 β を勤労者以外の世帯（無職世帯を含まない）の世帯数分布、 γ を無職世帯の世帯数分布、 δ を単身世帯の世帯数分布と置いている。SNA 勘定とは、推計方法で説明する SNA 可処分所得調整勘定と SNA 最終消費支出調整勘定の合計額のことである。ダッシュは 1 期前の世帯数分布であることを示している。1 を勤労者世帯、2 を勤労者以外の世帯（無職世帯を含まない）、3 を無職世帯、4 を単身世帯の番号と置いている。単身も含めた無職世帯のほとんどは高齢者によって構成されている。これらの世帯を高齢者無職世帯として近似的に捉えることで、高齢化の影響を要因分解法で捕捉することが可能となる。

また、貯蓄率の要因分解と貯蓄の要因分解との関係は脚注 6 で既に取り上げた。

21) この 2 つの指標間の乖離幅を巡って、90年代前半を中心に活発に議論された経緯がある。現在もすべての乖離原因を取り除いて推計することは不可能である。

を振り返った上で乖離幅を小さくする努力が、結果的に SNA ベースの家計貯蓄率を推計する近道となる。以上の経緯から、本稿の中心的な課題は高齢化による家計貯蓄率への影響を適切に捕捉することが出来る推計方法を視野に入れつつ、家計貯蓄率と黒字率との乖離をどうやって克服するかということに帰する。議論に入る前に家計貯蓄率と黒字率の定義を確認する。

2 貯蓄率と黒字率の定義の違い

SNA 家計貯蓄率²²⁾ 及び家計調査黒字率²³⁾ の定義については、以下の通りである。

$$\text{SNA 家計貯蓄率} = \frac{\text{貯蓄}}{\text{可処分所得} + \text{年金基金年金準備金の変動}}$$

$$= \frac{\text{可処分所得} - \text{家計最終消費支出 (個別消費支出)}}{\text{可処分所得}} \dots (1.1)$$

$$\text{家計調査黒字率} = \frac{\text{可処分所得} - \text{消費支出}}{\text{可処分所得}}$$

$$= \frac{\text{実収入} - \text{非消費支出} - \text{消費支出}}{\text{可処分所得}} \dots (1.2)$$

SNA 家計貯蓄率と家計調査黒字率は、主としてマクロとミクロのどちらに焦点を当てるかという立場に違いがある。例えば、高齢化などの現象による世帯構造に対する変化や産業構造に対する変化などを家計から詳細に捉える場合は、家計調査黒字率が優れている。SNA 家計貯蓄率は複雑な推計方法を採用しているために、家計を対象とした詳細な分析はできないからである。

一方で、一国全体に対する家計の所得、消費、貯蓄などを考える場合、SNA 基準の方が家計調査基準に比べて優れている。家計調査は現金収支の把握に優れた統計であるため、対象世帯から意識されにくい社会負担や帰属家賃を調査範囲に含めていないのに対して、SNA 家計貯蓄率は現物収支や帰属計算に優れ、国際標準として家計調査黒字率に比べて広い視野を持っているのである。また、家計調査黒字率は勤労者世帯と無職世帯を対象としており、勤労者以外の世帯で無職以外の世帯は収入と非消費支出について基本的には調査対象ではない。そのた

22) SNA 家計貯蓄率を導出する際に、可処分所得 (純、以下では略表記) が用いられる。この可処分所得は、第 1 次所得の分配勘定 (所得の導出勘定) 及び所得の第 2 次分配勘定 (可処分所得の導出勘定) から導出され、以下の算式で示される。

可処分所得 = 営業余剰・混合所得 (純) + 雇業者報酬 (受取) + 財産所得 (受取)
 - 財産所得 (支払) + 現物社会移転以外の社会給付 (受取) + その他の経常移転 (受取)
 - 所得・富等に課される経常税 - 社会負担 (支払) - その他の経常移転 (支払)

23) 本稿では、家計調査で把握される勤労者世帯と無職世帯の黒字率以外にも、補完推計をすることで黒字率が把握できるようにしている。したがって、本稿における家計調査黒字率とは、勤労者世帯などの特定の世帯だけを対象として考えているわけではない。

め、総世帯で議論する必要がある場合には、黒字率が把握できない世帯については、何らかの推計で補う必要がある。

よく比較される両指標間では、数多くの項目で所得、消費、貯蓄などの範囲や用語が大きく異なっている。例えば、SNA では5つの部門間での相互の支出は移転支出として可処分所得から除かれる一方、家計調査では寄付金、仕送り、信託費なども消費として扱っている。詳しくは付表1を利用して以降で詳しく議論するが、家計貯蓄率と黒字率はよく似ているようで、全く別々に作られた指標である。本稿では(1.2)式の家計調査黒字率を基に、(1.1)式のSNA基準の家計貯蓄率を推計しようと考えている。これは異なる2つの統計を組み合わせる、つまり、SNA基準に拠りながら家計の詳細な分析も可能とする推計方法の構築である。別々の指標である家計貯蓄率と黒字率は、それぞれ別々の基準で作られており、水準は当然乖離している。この乖離現象を解決することを目指して行われたのが、次節で検討する家計貯蓄率論争である。

3 乖離幅を埋める一連の試み

70年代から家計調査の調査に伴う問題点を指摘する研究は数多く出ていたが、90年代に入って、そうした動きの中からSNA家計貯蓄率と家計調査勤労者世帯黒字率の乖離に関する研究が出てきた。溝口(1990)は家計調査の問題点を扱う中で、その乖離現象が生じる原因は貯蓄動向調査と家計調査との比較によって明らかになると考えて、この分野で始めての実証分析を行った。谷沢(1999)は今日では貯蓄動向調査が家計調査に統合されているため、溝口(1990)の主張は記念碑的な分析であることを指摘している。しかし実際には以下で指摘するように、溝口(1990)の研究がきっかけとなって、後の研究者に弊害が受け継がれた。

弊害の一つ目は、論理的に結論を導く以前に家計調査を問題扱いする姿勢である²⁴⁾。SNAは基礎統計における誤差と加工統計における誤差が二重に出現するにもかかわらず、SNAの値を真値であるかのように扱い、家計調査を一方向的に非難する態度は公平ではない。溝口(1990)以後の家計貯蓄率論争では、客観的な視点から2つの統計を扱う姿勢が見られなかった。このことがSNAベースにおける適切な推計方法を選択するという判断を狂わせることとなった。

弊害の二つ目は、諸統計が同じように作られているという誤った認識である。溝口(1990)は貯蓄動向調査総貯蓄率とSNA家計貯蓄率の動きが似ているという安易な理由から、乖離原因を論じようとした。対象としている貯蓄などの捕捉範囲、統計調査を行う時点、調査対象地

24) 同論争では家計調査に関して、考える多くの問題を詳細に取り扱っているにもかかわらず、SNAの基礎となる統計資料や個別の加工方法については、論文中で十分に扱っていない。ただSNA推計の複雑さから判断して、SNAの問題点と乖離幅の関係を整理することはかなり難しいのは事実である。

域、調査票や調査員マニュアルも含めた調査方法・推計方法、調査を担当する組織・部署とそ
の人々の考え方、調査を担当する人々の賃金などすべての条件が異なれば、異なる結果が出て
当然である。この認識の誤りが、後に多くの研究が多大な労力を払って乖離幅を縮めようと
した割には、乖離幅を縮めることができなかった最大の原因であろう。

溝口(1990)以後は、SNAを加工して家計調査黒字率に近似した推計を行う家計調査ベ
ースと、逆に家計調査からSNAベースの家計貯蓄率を求める手法の2つが登場した。だが、研
究の成果の多くは、家計調査ベースによる研究によってもたらされている。例えば、植田・大
野(1993)や当時経済企画庁国民所得部分配所得課長であった村岸による研究(村岸(1993))、
大蔵省財政金融研究所研究グループによる岩本・尾崎・前川(1995)・同(1996)などは、家
計調査ベースに基づいた黒字率の推計を試みて、家計調査の問題点と乖離幅の問題を詳細に議
論した²⁵⁾。

数ある先行研究の中でも、岩本・尾崎・前川(1995)・同(1996)は最も精緻な議論を行っ
たことで知られ、乖離原因のメカニズムについて検討することで成果を上げた。岩本らの研究
以前は乖離発生メカニズムについて、散発的に研究が行われてきたに過ぎなかった。しかし、
同研究は乖離原因を初めて包括的に扱い、当時考えられた乖離問題のすべてを綿密に検討して、
乖離原因を特定化することに尽力した。

90年代に行われた家計貯蓄率論争は、数多くの研究で扱われてきたが、その研究成果の多く
は岩本・尾崎・前川(1995)・同(1996)の研究の中に入れられ、今日の研究者の間に幅広く
受け入れられている。しかし、その研究から約10年が経過し、SNAも68SNAから93SNAへ
と基準が変更された。また家計調査などの諸統計も大きな変更があり、過去の研究成果をその
まま受け入れることは出来ない。

乖離原因の分類と推計方法

ここでの主題は家計貯蓄率論争の論点を整理するとともに、乖離が起きるメカニズムに関
する検討を行いつつ、家計調査に基づく適切な推計方法のあり方を議論する。2つの統計を組
み合わせて本稿の推計方法を確立するためには、乖離が起きている原因を調査し、できるかぎ
り乖離が発生しない推計方法を採用することが重要である。

近年68SNAから93SNAへと基準が変わり、情報量が多くなることで本稿の議論を円滑に進
める環境が整いつつある²⁶⁾。以前であれば証拠不十分で調整できなかった項目の多くも、今日
では豊富に公開されるSNAの情報を基にある程度の操作が可能となってきた。本稿のお

25) 詳しい経緯は、谷沢(1999)のサーベイを参照せよ。

26) 93SNAへの移行に伴う文書や速報体制の改善などといったSNA関連の情報が次々にインターネ
ット上に公開されている。

かれている状況は、資料が限られていた時代に行われた先行研究の立場とは明らかに異なる。家計調査ベースと SNA ベースのどちらの方法を採用するにせよ、以前の状況であれば調整を適切に行うことが不可能であった。その理由は家計貯蓄率と黒字率の推計方法の違いも含めて、所得・消費・貯蓄などの捕捉範囲が分からず、組み合わせることが出来なかったからである。ここからの議論では、この範囲の違いを明確にし、同じ SNA ベースでも、より乖離を小さくする推計方法を採用する見通しをつける必要がある。乖離は必ず 2 つの統計の違いから生じている。したがって、乖離を議論することは両統計の違いを議論することになり、結果的に本稿の推計方法を構築する原動力となる。

以下では 1 で乖離原因に関する先行研究の成果を紹介した後に、2 で今日考えられる乖離の発生メカニズムを議論する。その研究内容を受けて、最後に 3 でどのような推計方法を選択するならば、乖離を小さく出来るかについて議論する。

1 家計調査ベースの推計による乖離原因の提示

今日では、乖離が生じる原因について、岩本・尾崎・前川 (1995)・同 (1996) が次に示した 4 つの分類が広く受け入れられている²⁷⁾。

『家計調査』と SNA の統計の概念に差異がある。

『家計調査』の標本に、何等かの問題がある。

『家計調査』に回答上の誤差の問題がある。

SNA の推定に何等かの問題がある。

岩本らの研究では両統計の概念の違いによって乖離幅の約 4 割程度を説明でき、家計調査の対象世帯を勤労者以外にも拡大することで、説明できる上限値は 2 割強であると考えられた。よって、乖離幅の 3 分の 2 は説明できたことになる。残りの 3 分の 1 は特定できなかったが、家計調査の回答誤差と SNA の推計誤差が考えられ、特に家計調査の消費が過小になっている可能性が高いことが主張された。

岩本・尾崎・前川 (1995)・同 (1996) の研究結果は今日まで強い影響力を持ち続ける一方で、乖離原因の完全な究明も求められ続けてきた。残念ながら同論文には乖離幅の特定化をはじめ、幾つかの重大な誤りがあり、主な問題点を次のようにまとめることが出来る。

第 1 に、誤差を原因とする、特定化できない乖離幅を特定化しようとしたことが挙げられる。経済統計において実現する値は真値ではない。真値でない値同士を比較する場合、真値は両方とも未知である。したがって、SNA や家計調査の問題点から生じる乖離幅は必ず出現しているにもかかわらず、実際には特定化することができない。そうした乖離原因は列挙するに留めるべきなのである。

27) 岩本・尾崎・前川 (1995) 51ページ。

第2に、乖離原因の分類が誤っている。経済統計における概念にはすべてが含まれる。家計貯蓄率を決定する所得・消費・貯蓄といった定義は当然概念に含まれ、その定義の調査範囲を規定する推計方法も概念に含まれる。推計方法の違いから生じる乖離幅も当然概念に含まれるから、乖離原因は「『家計調査』とSNAの統計の概念に差異がある」以外には存在しない。そのため、岩本等の研究において乖離原因を適切に分類するには「概念」を「定義」に修正するべきであろう。

ただ、様々な問題点が指摘できる一方で、少なくとも岩本らの研究から次の結論を導くことができ、それは今日でも正当に評価できる。つまり、乖離はSNAと家計調査の作成方法の違いによってすべて生じていると考えられ、

- A (2つの統計間の所得・消費支出など) 定義の違いによって生じた乖離幅
- B (統計上の) 誤差によって生じた乖離幅

の2つに論理的に分けることができる。そして、SNAと家計調査の間の定義をできるだけ一致させてやれば、Aの乖離部分は解消することが可能である²⁸⁾。

2 乖離原因の分類

乖離原因の分類に関して注意しなければならないことは、乖離原因を論理的に様々に分けることは可能だが、実際の数値に分けることができないということである。乖離原因を上手に分けて検討する場合でも、実際の推計では必ずその乖離原因同士が複雑に絡み合って出現する。例えば、乖離原因が主としてSNAと家計調査の消費の誤差²⁹⁾であることが明白であった場合でも、SNAを推計する段階で、その基礎となる統計における誤差や加工段階での誤差、家計調査との定義の違い、近似推計や概念の調整による推計誤差が、すべて含まれた推計値が実現するから、乖離原因に基づいて乖離幅を実際に特定化することは出来ない。

以上のことを承知の上で、仮に乖離原因を論理的に分類できるとしたら、どのように乖離の全体像を鳥瞰することが出来るだろうか。先にAとBという乖離の分類を示したが、ここから

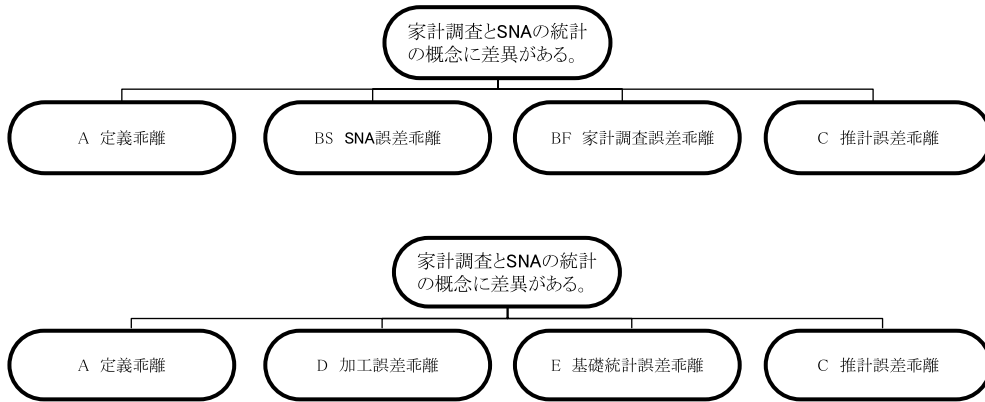
28) 岩本・尾崎・前川(1995)、同(1996)の分類と本稿の分類には、ほぼ次のような対応関係がある。

$$= A, \quad + \quad + \quad = B$$

ただし、岩本・尾崎・前川(1995)、同(1996)とは議論の前提となる概念の定義や統計に関する考え方が大きく異なる。

29) ここでいう「誤差」は、各統計作製の段階において行われたすべての作業努力の中から生じている。家計調査のように標本調査ならば、各世帯の回答誤差・標本誤差や調査員の作業に伴う誤差、官庁と自治体による集計・データの(入力)ミスなどすべての統計の作製作業には真値から離れる誤差が含まれている。SNAの場合にはさらに基礎資料の加工方法で、過大推計や過少推計をする誤差が必ず生じている。統計調査を作る努力の一つ一つに誤差が出現する要素が含まれている。こうした各誤差は貯蓄率を上方に、あるいは下方になるように真値から離れさせるが、両者が相殺し合う結果、平均的に実現した誤差が最終的にBになる。

図2 乖離幅の全体像



は乖離幅を小さくする推計方法を検討するために、もう少し厳密に議論する。乖離原因と乖離幅との関係は次の4つにまとめることが出来る。

- A 定義乖離
- BS SNA 誤差乖離
- BF 家計調査誤差乖離
- C 推計誤差乖離

Aとは、SNAと家計調査における所得、消費支出、非消費支出、貯蓄の定義が異なることによって生じた乖離幅であり、簡略に「A 定義乖離」と呼ぶことができる。また、Bは2つの統計における誤差から生じる乖離であり、BSとBFの2つに分けることが出来る。BSはSNAにおける誤差によって生じた乖離幅であり、「BS SNA 誤差乖離」とする。その誤差はSNA推計の基礎となる統計・資料における誤差で生じた乖離幅³⁰⁾と加工段階で生じる誤差で生じた乖離幅³¹⁾に分けられる。BFは家計調査における誤差(標本誤差、回答誤差など)によって生じた乖離幅であり、同じく「BF 家計調査誤差乖離」とする。Cは本稿のように項目の調整を行って、家計貯蓄率を近似推計した際に生じる推計誤差からの乖離幅であり、これを「C 推計誤差乖離」とする。推計を行わずに家計貯蓄率と黒字率をそのまま比較する場合には、考慮する必要が無い。

図2の上部は、岩本・尾崎・前川(1995)・同(1996)を始めとする家計貯蓄率論争に基づいて、乖離原因と乖離幅との関係を示したものである。これはSNAと家計調査の誤差で、乖離幅を分類したものである。実際には両統計の作製方法の様々な違いの中で、乖離がどの過程でどの程度生じているかが重要となる。そのため、統計の作製過程に基づいて、乖離幅を分類

30) 基礎統計誤差乖離と呼ぶ。

31) 加工誤差乖離と呼ぶ。

した図2の下部³²⁾も提示することにした。つまり、どの段階でその乖離が出来る可能性があるかということを示している。SNAの場合、基礎統計の段階とそれを加工する段階とで、2つの段階があるから、それに対応する家計調査との調査方法の違いや調査能力の違いによって、それぞれ乖離幅が出現する。

ここまで乖離原因の分類を見てきたが、乖離幅を小さくする推計方法を構築するにあたって、最も重要なことは誤差の出現を予め見通しておくことである。誤差の出現を念頭において推計方法を構築するという意味において、この乖離原因の分類は重要な役割を果たしている。

3 乖離とSNAベース貯蓄率の推計との関係

ここまで乖離原因を分類してきたが、実際には分類された乖離原因も個別の乖離原因から成り立っており、細かい個別の乖離原因に関する見解も必要である。そのため、ここからはSNAの誤差や家計調査の誤差が導く乖離幅について個別に検討する。

家計貯蓄率論争では、元々家計調査の誤差を指摘する研究から始まったこともあって、家計調査に対する厳しい指摘が相次いだ。例えば、先に採り上げたように、岩本・尾崎・前川(1995)・同(1996)で家計調査の回答誤差の可能性を指摘している³³⁾。また同様に村岸(1993)では、譲渡所得税の記入漏れを指摘している。溝口(1992)、植田・大野(1993)、岩本・尾崎・前川(1995)では、新規の住宅購入が十分捉えられないことを指摘している。こうした個別論点は非常に多く存在する。本文ではすべてを扱わなかったが、重要な内容もあるため、付表2で集中的に分類することにした³⁴⁾。

岩本・尾崎・前川(1995)による家計調査消費支出に関する回答誤差への指摘に関連して、内閣府³⁵⁾に直接公式な見解を求めることにした。その結果、「家計調査における回答誤差は、密接に関連するSNA家計最終消費支出にも大きな影響を与え、家計調査同様にSNAでも回答誤差が出る」との回答が得られた。具体的には、「配分比率の変動と個別費目消費の推計において、家計調査は重要な役割を果たしており、回答誤差の問題では、SNAと家計調査で若干の程度の差が見られても、問題点が共通している」ということである。個別費目で家計調査を利用しない項目の場合、集中的にその項目だけで回答誤差が出現するとは考えにくいことで

32) Dは、SNAにおいて、加工段階の個別推計方法と加工段階が無いことから、データが変化しない家計調査の個別項目との違いから生じている乖離であり、「D 加工乖離」とする。EはSNAと家計調査の基礎統計・資料間の調査方法の違いから生じた乖離幅であり、「E 基礎統計乖離」とする。

33) 岩本・尾崎・前川(1995)51ページ。1996年の論文では、財産所得、仕送り、譲渡所得税、耐久消費財支出の漏れを指摘している。

34) 付表2には、家計調査批判として行われた研究成果の中に、研究者が誤って捉えるか、証明が不足している項目がある。そうした多くの個別項目も含めて、乖離全体を鳥瞰するために付表2を作成した。

35) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部。

ある。SNA の推計方法は詳細には公開されていないから、官庁関係者ではない筆者が、これ以上推計の内容に深入りすることは出来ないが、内閣府の見解は客観的に見て妥当である³⁶⁾。

乖離を解消するためには、SNA ベースであるなら SNA と同じような誤差を生む推計方法を志向しなければならない。個別の論点は数多くあるが、それぞれの指摘を回避するためには SNA と同じ推計方法を目指して、出来る限り乖離幅を小さくする地道な作業を行う以外に無い。個別項目の推計に求められるのは、出来るだけ SNA と同じ推計方法か、SNA 自体からデータを取るという姿勢である。この方法は乖離は推計誤差がほとんど出ないことから、乖離幅を確実に小さくすることができる。逆に SNA と異なる推計を用いれば、その分乖離が出現する可能性がある。例えば、帰属家賃などの個別の項目で全国消費実態調査の帰属家賃を用いれば、データの傾向が大きく変わるため、非常に大きな乖離が出現する。

つまり、定義乖離だけでなく、誤差による乖離を縮小させることも推計方法の工夫次第で可能となる³⁷⁾。ではこの結論に基づいた調整を行って、SNA ベースの家計貯蓄率を導出する。

36) 内閣府 (2000) を参照する限り、実際には SNA 作製を目的とした家計調査の役割は限られていると考えられる。コモ法でも詳細に推計の中身が公開されていないから断定は出来ないが、家計調査を利用する消費項目は多くないと考えられる。しかし、筆者はこの内閣府の見解が結果的に妥当であると考えている。家計調査は総務省統計局消費統計課が直轄して調査に当たっている。統計調査員の人員費を削減してまで行っている民間委託の統計調査に比べて、非常に厳密な調査を遂行しているのである。家計調査のデータに様々な問題が出ていることを示唆する証拠が多数指摘できるが、他の統計はそれ以上により一層深刻な問題が多数発生している。近年問題が目立ちやすい家計調査だけで無く、諸統計それぞれで取り巻く情勢が悪化してきている。そうした情勢を考慮すると、SNA の基礎となる統計・資料での問題が SNA のデータをゆがめている点において、対象が家計調査かどうかを問わず、諸統計においてそう大きく状況は変わらないと判断せざるを得ない。ここでやっている判断は統計調査員として、実際に実務を見てきた筆者の体験に基づいている。

37) 推計方法の柔軟な工夫は家計調査ベースでは難しいため、SNA ベースの典型的な特徴であるといえる。そのため、家計調査ベースに基づく、多くの先行研究は一部しか乖離幅を調整できないことが宿命付けられていたと考えられる。

付表1 家計調査と国民経済

受取項目 調整コード		68SNA	家計調査	村岸 (1993)	岩本他 (1995), 同 (1996)		
家計貯蓄率の調整方法							
実 収 入	雇用者所得	D 1 給与住宅差額家賃	×	-	-		
		D 2 社会保障雇主負担	×	-	-		
		D 3 その他雇主負担	×	-	-		
		D 4 「退職金」相当分			-		
	D 5 現物収入		×		SNA ベース		
	営業余剰	D 6 個人企業の営業余剰のうち、持ち家の営業余剰		×	-	-	
		D 7 個人企業の営業余剰のうち、在庫品評価調整額	×		+	+	
	財産所得	D 8 生保・損保の運用収益の中の家計利子収入分		×	-	-	
		D 8 生保・損保の加入者配当計上額		×	-	-	
	*D 9 社会保障給付のうち、医療費に関する社会保障給付			×	-	-	
	*D 10 無基金雇用者福祉給付			×	-	-	
D 11 損害保険純保険料	×						
支出項目							
消 費 支 出	最終消費支出	*C 1 医療費に関する社会保障給付		×	-	-	
		C 2 帰属家賃		×	-	-	
		C 3 設備修繕・維持・植木・庭手入れ代	×		+		
		C 3 住宅関係負担費					
		C 3 家賃地代					
		C 4 給与住宅差額家賃		×	-	-	
		*C 5 生命保険料のうち保険サービス分		実支出以外の支出	-	-	
	*C 6 個人住宅の火災保険料のうち保険サービス分	×		+			
	C 7 現物支出		×		SNA ベース		
	財産所得	C 8 賃貸料	持ち家の賃貸料	非消費支出		+	+
			農林水産業、その他の産業の賃貸料	非消費支出	×		+
	C 9 損害保険純保険料			非消費支出		+	+
	C 10 対家計民間非営利団体への経常移転 (信仰・祭祀費、寄付金等)			非消費支出		+	+
	C 10 その他の経常移転 (仕送り、贈与等)			非消費支出		+	+
C 10 学校給食							
C 10 保健医療サービス							
C 10 自動車等購入							
C 10 自動車保険料							
C 10 授業料							
非 消 費 支 出	財産所得	N 1 消費者負債利子		実支出以外の支出	-	-	
		N 2 その他の利子	持ち家の支払利子		実支出以外の支出	-	-
			農林水産業及びその他の産業の支払い利子			-	-
		N 3 賃貸料	持ち家の賃貸料		消費支出		-
	農林水産業及びその他の産業の賃貸料					-	-
	N 4 損害保険純保険料			消費支出		-	-
	N 5 持ち家の固定資産税 (SNA では間接税に分類)	×		+			
	N 6 社会保障負担のうち、雇主負担分		×		-	-	
	C 10 対家計民間非営利団体への経常移転 (信仰・祭祀費、寄付金等)			消費支出		-	-
	N 8 無基金雇用者福祉帰属負担			×		-	-
N 7 その他の経常移転 (仕送り、贈与)			消費支出		-	-	
N 9 相続税	×			+		+注4	
N 10 贈与税	×						
貯蓄 S-1 固定資本減耗			×				
家計貯蓄率調整における残された課題							
標本抽出の調整	O 1 無職世帯の有無		×	×			
	O 2 勤労者以外の世帯 (略) の有無		×	×		注5	
	O 3 単身世帯の有無		×	×		注5	
O 4 人員調整係数の利用の有無		×	×		×		
O 5 全国消費実態調査修正率の利用	不明	×	×		×		
O 6 直接推計法の利用		×	×		×		
O 7 SNA 雇用者報酬の推計		×	×		×		
O 8 コモ8桁コードの商品分類による家計最終消費支出の推計		×	×		×		
O 9 配分比率の導入		×	×		×		

注1 先行研究に基づき、調整の違いを明確にするために本表を作成する。

注2 各調整項目が68SNAと家計調査、93SNAに含まれていればとし、含まれていなければ×とする。

注3 SNAの概念を家計調査の概念に修正する際に、-はマイナス補正を+はプラス補正を示す。SNAベースとは家計調査の項目をSNA概念

注4 岩本他(1995)、同(1996)では相続税について(控除)資本移転全体について加算している。本稿では相続税相当分と推計し、非消費支

注5 岩本他(1995)、同(1996)では勤労者以外の世帯(旧:一般世帯)、単身世帯についても考慮しているが、貯蓄率計算方法の本体には含

注6 官庁関係者以外では調整が不可能な項目と、調整が93SNAでは必要ない項目は*を付記している。一方退職金相当分(背景灰色部分)は

注7 中央線を境に左と右は93SNA以前と以後を分けて表記している。

注8 「SNA 家」は家計調査ベースでの調整を表し、「家 SNA」はSNAベースでの調整を示している。

計算の間の調整と先行研究との対応関係

93SNA 可処分所得の使用勘定ベース	家計調査	93SNA 可処分所得の使用勘定ベース		本稿	
			家 SNA		
	x	雇用者報酬	D 1 給与住宅差額家賃	+	
	x		D 2 雇主の現実社会負担	+	
	x		D 3 雇主の帰属社会負担	+	
	x	営業余剰・混合所得	D 5 現物収入	+	
	x		D 6 営業余剰(持ち家)	+	
x			D 7 在庫品評価調整額の個人企業		
	x	財産所得	D 8 保険契約者に帰属する財産所得	+	
x					
	ほぼ	*D 10 無基金雇用者社会給付			
		その他の経常移転	D 11 非生命純保険金	-	
		支出項目			
x	x	最終消費支出	C 2 帰属家賃	+	
x	x		C 3 設備修繕・維持 植木・庭手入れ代	-	
			C 3 住宅関係負担費	-	
			C 3 家賃地代	-	
	x		C 4 給与住宅差額家賃	+	
不明	実支出以外の支出		*C 5 生命保険のサービス料		
不明			*C 6 不明		
	x		C 7 現物支出	+	
非消費支出			財産所得	C 8 賃貸料	
非消費支出	x			持ち家の賃貸料	-
非消費支出			農林水産業、その他の産業の賃貸料	-	
非消費支出		その他の経常移転	C 9 非生命純保険料	-	
非消費支出		その他の経常移転	C 10 他に分類されない経常移転	-	
非消費支出			C 10 学校給食	-	
			C 10 保健医療サービス		
			C 10 自動車等購入		
			C 10 自動車保険料		
			C 10 授業料	-	
	実支出以外の支出	財産所得	N 1 消費者負債利子	+	
	実支出以外の支出		N 2 その他の利子	持ち家の支払利子	+
				農林水産業及びその他の産業の支払い利子	+
	消費支出		N 3 賃貸料	持ち家の賃貸料	+
				農林水産業及びその他の産業の賃貸料	+
	消費支出		その他の経常移転	N 4 非生命純保険料	+
x	x	N 5 持ち家の固定資産税 (SNA では間接税に分類)			
	消費支出	社会負担	N 6 現実社会負担	+	
	ほぼ	その他の経常移転	N 7 他に分類されない経常移転の一部	+	
	消費支出	社会負担	N 8 帰属社会負担	+	
	消費支出	その他の経常移転	N 7 他に分類されない経常移転の一部	+	
x		N 9 (控除) 資本移転(相続税)			
x		N 10 (控除) 資本移転(贈与税)			
	x	S 1 固定資本減耗			
93SNA 可処分所得の使用勘定ベース	家計調査	93SNA 可処分所得の使用勘定ベース		本稿	
	x	標本抽出の調整	O 1 無職世帯の有無		
	x		O 2 勤労者以外の世帯(略)の有無		
	x		O 3 単身世帯の有無		
	x	O 4 人員調整係数の利用の有無			
	x	O 5 全国消費実態調査修正率の利用			
	x	O 6 直接推計法の利用			
	x	O 7 SNA 雇用者報酬の推計			
	x	O 8 コモ8桁コードの商品分類による家計最終消費支出の推計			
	x	O 9 配分比率の導入			

に調整することを示している。

出より引いている。

まわっていない。

先行研究の誤りであり、調整が必要ないことを示している。

付表2 SNA と家計調査の間における

統計	問題コード	生じている統計上の論点, 問題点	乖離原因, 乖離を相殺する原因	研究者が誤って必要と判断したもの, 証明不足	A
					定義乖離
家計調査	F 1	家計調査における財産所得, 仕送り, 譲渡所得税, 耐久消費財支出の調査漏れ			
	F 2	F 1以外の家計調査の回答誤差: 実収入の項目, 消費支出の項目, 非消費支出の項目における回答漏れ	不明	×	×
	F 3	家計調査では住宅購入世帯が把握されていない	-		
	F 4	家計調査の有業人員の偏り	-		
	F 5	家計簿負担の重さから世帯数分布が偏っている: 低収入世帯の欠落, 転居予定・転居直後の世帯が対象から外れる, 調査拒否が多い, 給与住宅世帯の比率が多い, 2002年まで農林漁家世帯が対象から外れている, 世帯人員の偏り, 自由業従事者・小規模企業従事者・共稼ぎ・高齢者・労務系職員・片親と未婚の子供のみの世帯比率が低い, 公務員世帯・自家取得予定のある世帯・若年世帯・管理職・従業員1000人以上の大企業勤務者の世帯比率が高い	不明	×	×
	F 6	転居予定, 転居直後の世帯が含まれない	不明	×	×
	F 7	F 1~F 6以外で生じる標本誤差, 非標本誤差	不明	×	×
SNA	P 1	SNA の基礎統計・資料で生じるすべての回答誤差, 標本誤差などの問題	不明	×	×
	P 2	配分比率を固定することで, 消費の伸びなくとも国内供給額の伸びの一定率が最終消費支出の伸びとなる問題	不明	×	×
	P 3	配分比率, 運賃比率, マージン比率, 在庫変動率の推計誤差	不明	×	×
	P 4	SNA では土地売却比率が多い			
	P 5	本稿で検討できなかった2大統計間の定義の違い	不明	×	
	P 6	P 1~P 5以外で, 個別の加工推計で生じる推計誤差	不明	×	×
調整コード	先行研究あるいは本稿で検討された調整項目	乖離, 相殺	研究者が誤って必要と判断したもの, SNA 基準改定による調整の必要なし	A 定義乖離	
	D 1	給与住宅差額家賃	相殺	×	×
	D 2	雇主の現実社会負担		×	×
	D 3	雇主の帰属社会負担		×	×
	D 4	「退職金」相当分			
	D 5	現物収入	相殺	×	×
	D 6	営業余剰(持ち家)	相殺	×	×
	D 8	保険契約者に帰属する財産所得	相殺	×	×
	D 9	社会保障給付のうち, 医療費に関する社会保障給付			
	D 10	無基金雇用者社会給付			
	D 11	非生命保険金	乖離	×	

問題点及び諸項目と乖離原因との関係(1)

問題点での分類						コメント	
家計調査と SNA の統計の概念に差異がある							
B 誤差乖離							
BS SNA 誤差乖離		BF 家計調査誤差乖離					
D 加工誤差乖離	E 基礎統計乖離				C 推計誤差乖離		
	BS2 基礎統計誤差 乖離	BF1 標本誤差乖離	BF2 回答誤差乖離	BF3 非標本・非回 答誤差乖離			
							研究者による指摘はあるが、十分な証拠が無く証明できたと判断できない。特に譲渡所得税は調査漏れの根拠が不十分。
x	x	x		x	x		回答誤差が生じれば、乖離原因となりうるが人的推計方法と配分比率の伸びなどで程度は軽減される。
						住宅購入・売却は実収入、実支出とならないから関係が無い。	
						世帯人員を調整するべきであり、この論点は必要が無い。	
x	x		x	x	x	乖離への影響はわからない。	
x	x		x	x	x	乖離への影響はわからない。	
x	x				x	乖離への影響はわからない。	
x					x	乖離への影響はわからない。	
	x	x	x	x	x	投資財供給額が伸びても、配分比率が変動しにくいために最終消費支出が伸びる現象が起こる。ただし基準年改定までの短期的な問題に過ぎない。	
	x	x	x	x	x	乖離への影響はわからない。	
x	x	x	x	x	x	乖離への影響はわからない。	
	x	x	x	x	x	乖離への影響はわからない。	
問題点での分類						コメント	
家計調査と SNA の統計の概念に差異がある							
BS SNA 誤差乖離		BF 家計調査誤差乖離			C 推計誤差乖離		
x			x				
x			x				
x			x				
						SNA と家計調査の両方に退職金が含まれており、調整の必要が無い。この件は総務省にも確認を取った。	
x			x				
x			x				
x			x				
			x		x	93SNA への移行に伴い、調整が必要なくなった。	
			x		x	93SNA への移行に伴い、調整が必要なくなった。	

付表2 SNA と家計調査の間における

調整コードと問題コード	先行研究あるいは本稿で検討された調整項目	乖離, 相殺	研究者が誤って必要と判断したものを, SNA 基準改定による調整の必要なし	
				A 定義乖離
D 7	在庫品評価調整額の個人企業	乖離	×	×
C 1	医療費に関する社会保障給付	-		
C 2	帰属家賃	乖離	×	
C 3	設備修繕・維持・植木・庭手入れ代	相殺	×	
C 4	給与住宅差額家賃	乖離	×	
C 5	生命保険のサービス料	-		
C 6	旧個人住宅の火災保険料のうち保健サービス分	-		
C 7	現物支出	乖離	×	
C 8	賃貸料	相殺	×	
C 9	非生命保険料	乖離	×	
C 10	他に分類されない経常移転, そのほか移転項目	乖離	×	
N 1	消費者負債利子	乖離	×	
N 2	その他の利子	乖離	×	
N 3	賃貸料	乖離	×	
N 4	非生命保険料	乖離	×	
N 5	持ち家の固定資産税	乖離	×	
N 6	現実社会負担	-	×	
N 7	他に分類されない経常移転の一部で, 旧対家計民間非営利団体への経常移転(信仰費, 寄付金等)に相当する部分	相殺	×	
N 8	帰属社会負担	-	×	
N 9	他に分類されない経常移転の一部で, 旧その他の経常移転(仕送り, 贈与)に相当する部分	乖離	×	
N 10	贈与税	乖離	×	
S 1	固定資本減耗	乖離	×	
O 1	家計調査黒字率の計算に無職世帯が入っていない	乖離	×	
O 2	家計調査黒字率の計算に勤労者以外の世帯(無職世帯を含まない)が入っていない	乖離	×	
O 3	家計調査黒字率の計算に単身世帯が入っていない	乖離	×	
O 4	人員調整係数の利用の有無	乖離	×	
O 5	全国消費実態調査修正率の利用	不明	×	
O 6	直接推計法の利用	乖離	×	
O 7	SNA 雇用者報酬の推計	不明	×	
O 8	コモ8桁コードの商品分類による最終消費の推計	乖離	×	
O 9	配分比率の利用	不明	×	
Z 1	本稿における個別推計による推計誤差	不明	×	×

注1: 本表は乖離原因と乖離幅への影響を鳥瞰するために作成する。

注2: は乖離がその原因で発生していることを示し, ×は該当しないことを示している。

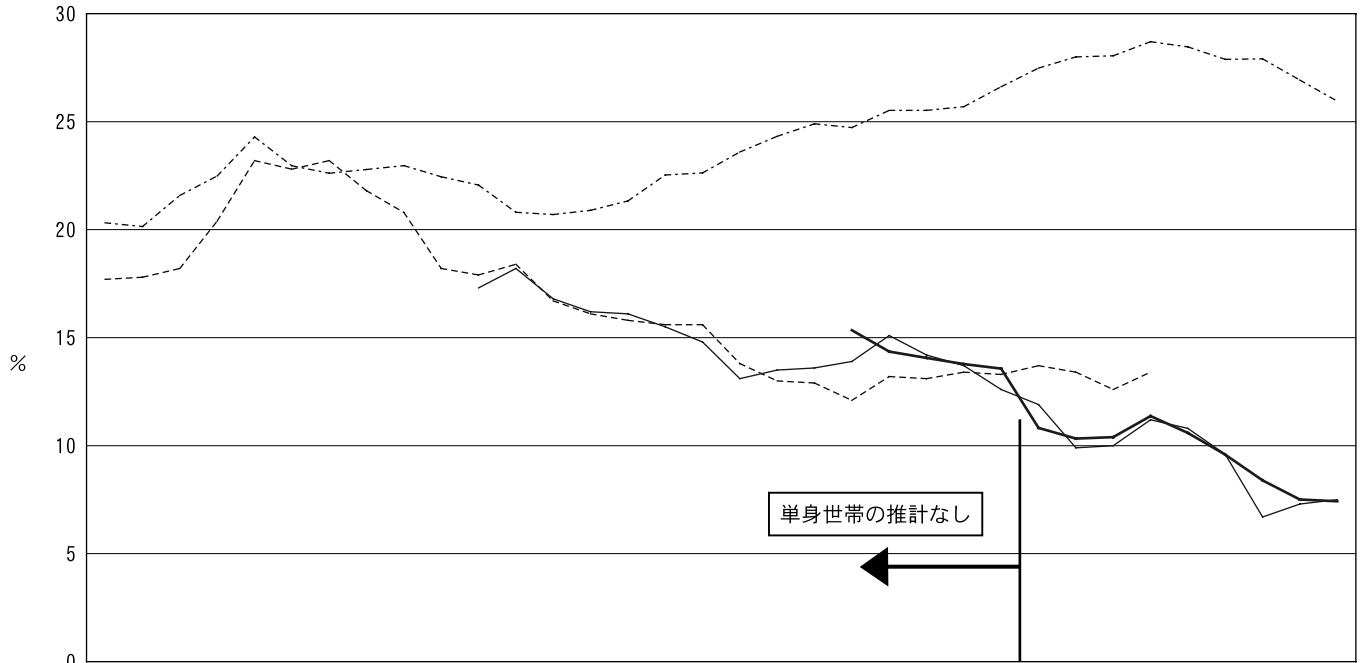
注3: コメントは, 調整しなかった理由とその項目が乖離幅へ与える影響を考察するために書き記すものである。

注4: 背景が灰色のものは, 研究者が誤って必要と判断したものとや証明が不足して乖離原因かどうか再検討する必要がある項目を示している。

問題点及び諸項目と乖離原因との関係(2)

問題点での分類			コメント
家計調査と SNA の統計の概念に差異がある			
BS SNA 誤差乖離	BF 家計調査誤差乖離	C 推計誤差乖離	
x	x		個人企業と世帯との線引きがはっきりしていれば調整する必要がある。しかし現実には家計調査でも線引きが難しく、調整しない場合が良い可能性もある。どちらにしても金額が非常に小さいから、あまり問題とはならない。
			93SNA への移行に伴い、調整が必要なくなった。
	x	x	
	x	x	
x	x		
			官庁関係者ではないと調整出来ない。
			官庁関係者ではないと調整出来ない。
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x		
x	x	x	要因分解法の利用のため、利用できなかった。
x	x	x	要因分解法の利用のため、利用できなかった。
x	x	x	作業量の限界と要因分解法の利用のため、利用出来なかった。
x	x		作業量の限界と要因分解法の利用のため、推計出来なかった。
x	x		作業量の限界と要因分解法の利用のため、推計出来なかった。
x	x		作業量の限界と要因分解法の利用のため、利用出来なかった。
x	x		乖離への影響はわからない。

付図1 家計貯蓄率の低下傾向



	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03		
--- 家計調査勤労者世帯黒字率	20.3	20.1	21.6	22.5	24.3	23.0	22.6	22.8	23.0	22.4	22.1	20.8	20.7	20.9	21.3	22.5	22.6	23.6	24.3	24.9	24.7	25.5	25.5	25.7	26.6	27.5	28.0	28.0	28.7	28.5	27.9	27.9	26.9	26.0		
--- 68SNA 家計貯蓄率	17.7	17.8	18.2	20.4	23.2	22.8	23.2	21.8	20.8	18.2	17.9	18.4	16.7	16.1	15.8	15.6	15.6	13.8	13.0	12.9	12.1	13.2	13.1	13.4	13.3	13.7	13.4	12.6	13.4							
— 93SNA 家計貯蓄率											17.3	18.2	16.8	16.2	16.1	15.5	14.8	13.1	13.5	13.6	13.9	15.1	14.2	13.7	12.6	11.9	9.9	10.0	11.2	10.8	9.6	6.7	7.3	7.5		
— 本稿推計貯蓄率																					15.3	14.4	14.1	13.8	13.6	10.8	10.3	10.4	11.4	10.6	9.6	8.4	7.5	7.4		

暦年